

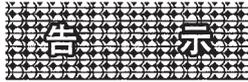
第3条 再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則（平成28年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 〇」を
「氏名 〇」に改め、同様式の注の1を削り、
同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第164号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）は、廃止します。

長野県告示第166号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
池田 輝明	肝臓	茅野市ちの2808-1 医療法人こまくさ会 池田医院
池田 義明	心臓 腎臓 呼吸器 小腸 肝臓	茅野市ちの2808-1 医療法人 こまくさ会 池田医院
池田 豊	肢体不自由 心臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	茅野市ちの2808-1 医療法人 こまくさ会 池田医院
安田 翔子	肢体不自由 呼吸器	安曇野市豊科3100 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院
白井 祥睦	ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
渡辺 一弘	小腸 肝臓	諏訪市四賀赤沼1770-3 渡辺内科クリニック
大澤 明彦	肢体不自由	南佐久郡佐久穂町高野町328 佐久穂町立千曲病院
神山 育男	肢体不自由	伊那市西町5121番地1 神山内科医院
飯塚 啓二	肢体不自由	松本市波田4417-180 松本市立病院

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

人権・男女共同参画課

長野県告示第165号

学校法人補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第659号）は、令和3年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の学校法人補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

私学振興課

竹内 和航	肢体不自由 腎臓 呼吸器 小腸 肝臓	飯田市大通1丁目15番地 社会医療法人栗山会 飯田病院
小林 北斗	肢体不自由	飯田市大通1丁目15番地 社会医療法人栗山会 飯田病院
前澤 浩	音声・言語 肢体不自由	飯田市大通1丁目15番地 社会医療法人栗山会 飯田病院
池上 明史	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	松本市中央3-5-11 医療法人 池上医院
村田 マサ子	肢体不自由 呼吸器	諏訪郡下諏訪町社花田6525-1 社会福祉法人 信濃医療福祉センター
紅谷 浩之	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	北佐久郡軽井沢町発地1274-113 医療法人社団オレンジ ほっちのロッヂの診療所
石井 健一	聴覚	北佐久郡軽井沢町長倉4428-1 樹の里クリニック
大久保 浩毅	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	千曲市杭瀬下58 医療法人財団大西会 千曲中央病院
丸山 康弘	ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
原 寛彰	腎臓 ぼうこう又は直腸	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
山崎 智生	肝臓	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
池田 淳司	平衡 音声・言語 肢体不自由 呼吸器	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院

長野県告示第167号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
有賀 あや子	松本市波田4417-18 松本市立病院	松本市並柳2-14-18 ひまわりクリニック
本田 哲三	駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院	飯田市大通1-15 社会医療法人栗山会 飯田病院
金城 勇人	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
安河内 聰	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院	松本市本庄2丁目5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

障がい者支援課

長野県告示第168号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
石坂 克彦	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	令和3年2月15日
宮地 由樹	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	令和3年3月31日

障がい者支援課

長野県告示第169号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 土地の区域（形質変更時要届出区域）
北佐久郡御代田町大字御代田4106番73の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
東御市
- 都市計画事業の種類及び名称
東御都市計画下水道事業 東御市公共下水道
- 事業施行期間
昭和60年2月4日から
令和9年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
昭和60年長野県告示76号、昭和63年長野県告示594号、平成3年長野県告示163号、平成7年長野県告示144号、平成12年長野県告示19号、平成13年長野県告示502号、平成19年長野県告示72号、平成25年長野県告示173号、平成29年長野県告示157号、平成31年長野県告示131号の事業地のうち、長野県東御市大字和字井高、字沖田、字釜村田、字宮際、字古賀礼、字寺坂、字諸田、字清水田、字石原田、字中通、字入田、字萩原及び字弁天通の一部、大字祢津字古大日、字御西、字七石、字上ノ屋敷、字西飼戸田、字前屋敷及び字大田の一部、大字新屋字ヨコマクリ、字老丁田、字屋ワラ田、字七ツ石、字小申田、字清水田及び字沢田の一部、大字田中字山道及び字東五町の一部、大字鞍掛字塚原、字刺田、字上平及び字下平の一部、大字海善寺字東寺坂の一部を加え、大字和蛇川原及び字野行田の一部、大字祢

津字横マクリ、字下宿、字城山、字砂田、字細田、字山越及び字清水田の一部、大字新屋字孫多田及び字六反田の一部、大字海善寺字中寺坂の一部、大字県字沖田及び字蔵替りの一部、並びに大字常田字コロゾイの一部において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第171号

農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第363号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

様式第1号中「氏名」を「」を

「氏名」に改める。

様式第3号から様式第6号までの規定中

「住所」を「」を
氏名」

「住所」を
氏名」に改める。

農業政策課

長野県告示第172号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市龍江9628の10
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第173号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢959の146から959の149まで、959の158から959の161まで、959の163、959の327
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第174号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字茂沢字宮沢865の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮沢865の3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第175号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字小野字大沢5986の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第176号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿智村伍和4261の1、4263の1、4265の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第177号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡喬木村9119の93
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第178号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡池田町大字陸郷8315の1、8317の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第179号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字平穂字柄沢1702、1703のイの1、1703のイの2、1703の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
上伊那郡飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
上伊那郡飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第183号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
生坂村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

整理番号	旧新別	路線名	起終点	重要な経過地
375	旧	大豆島吉田線	長野市字大豆島	—
			長野市字吉田本町	
	新	大豆島東和田線	長野市字大豆島	—
			長野市大字東和田	

道路管理課

長野県告示第186号

災害復興住宅建設事業補助金交付要綱（昭和57年長野県告示第740号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

第5に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書及び関係書類は、災害復興住宅資金の貸付けの業務を行った金融機関等を経由し、当該災害復興住宅資金の金銭消費貸借契約を締結した日以後の日であって別に定める日までに所轄建設事務所に提出するものとする。

第6中「知事」を「所轄建設事務所長」に改める。

第7を削る。

様式第1号中「長野県知事 殿」を「建設事務所長 様」に、

「申請者（郵便番号 - ）

「申請者 住所 氏名」を「申請者 住所 氏名」に、
 「申請者 住所 氏名」を「申請者 住所 氏名」に、
 「申請者 住所 氏名」を「申請者 住所 氏名」に、

振込先	銀行	支店	普通当座	預金口座番号
-----	----	----	------	--------

- (添付書類) 1 災害復興住宅資金貸付証明書
 2 民間資金の貸付けの場合については、市町村長の発行するり災証明書及び知事が別に定める設計図書

- (添付書類) 1 災害復興住宅資金貸付証明書
 2 市町村長の発行するり災証明書
 3 知事が別に定める設計図書

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第6関係)

災害復興住宅建設事業補助金交付請求書

年 月 日

建設事務所長 様

(郵便番号 -)
 住所
 電話番号
 フリガナ
 氏名

年 月 日付長野県 建設事務所達 第 号で交付決定及び額の確定のあった災害復興住宅建設事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 請求金額 円
- 2 補助金振込先

金融機関名	
本(支)店名	
口座種別 (○で囲む)	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

建築住宅課

長野県告示第187号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和3年3月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
ながの農業協同組合 志賀高原支所穂波店	長野県下高井郡山ノ内町大字佐野1167-1	長野県下高井郡山ノ内町大字佐野1167-1 ながの農業協同組合志賀高原支所穂波店

会計課

長野県告示第188号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和3年3月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
(株)セブン&アイ・フードシステムズ	東京都千代田区二番町8番地8	長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第一庁舎内セブン-イレブン長野市役所店

会計課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信濃追分停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢1074番の24地先から 北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢1074番の24地先まで	旧	14.0~14.0 m	0.0070 km
同上	新	23.6~25.6 m	0.0070 km

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 142号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長和町字荒井3352番の2地先から 小県郡長和町字荒井3402番の2地先まで	旧	8.0~15.6 m	0.6240 km
同上	新	8.0~18.2 m	0.6240 km

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長和町字岩井611番の1地先から 小県郡長和町字岩井754番の4地先まで	旧	7.5~12.9 m	0.4118 km
同上	新	7.5~13.5 m	0.4118 km

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市平井字東686番地先から 上田市平井字観音脇1037番の2地先まで	旧	9.0~22.1 m 11.5~26.0 m	0.5450 km 0.6700 km
同上	新	11.5~26.0 m	0.6700 km

(区域を変更する期日：令和3年4月1日)

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 丸子東部インター線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市塩川3814番の4地先から 上田市塩川3761番の5地先まで	旧	11.6~13.0 m	0.3725 km
同上	新	15.7~18.5 m	0.3725 km

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県諏訪建設事務所長 清水孝二

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 八島高原線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで	旧	3.2~4.9 m	0.0836 km
同上	新	9.0~39.9 m	0.0836 km

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで	旧	3.0~5.5 m	0.1251 km
同上	新	13.3~25.9 m	0.1251 km

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで	旧	3.3~6.2 m	0.1200 km
同上	新	5.7~25.6 m	0.1200 km

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで	旧	3.7~5.5 m	0.0153 km
同上	新	5.3~10.1 m	0.0153 km

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで	旧	3.5~4.8 m	0.0450 km
同上	新	4.6~8.9 m	0.0450 km

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで	旧	3.2~4.1 m	0.0409 km
同上	新	5.8~8.6 m	0.0409 km

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 諏訪箕輪線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字豊田字中ノ沢6598番の22地先から諏訪市大字豊田字中ノ沢6599番の23地先まで	旧	4.8~8.0 m	0.1290 km
同上	新	13.0~19.6 m	0.1250 km

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字豊田字中ノ沢6599番の23地先から諏訪市大字湖南字青山8300番の227地先まで	旧	4.8~15.0 m	0.4350 km
同上	新	18.9~72.2 m	0.3930 km

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県松本建設事務所長 坂田浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上竹田波田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市波田1521番の3地先から松本市波田1521番の3地先まで	旧	12.2~16.3 m	0.0399 km
松本市波田1521番の3地先から松本市波田9945番の1地先まで	新	12.2~18.5 m	0.1746 km

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県須坂建設事務所長 木村 智行

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊野南志賀公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字釜屋1859番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字入部石2500番の1地先まで	旧	m 8.7~14.0	km 0.0586
同上	新	12.4~18.4	0.0586

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野荒瀬原線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字東和田字居村東沖508番の7地先から 長野市田中1234番の1地先まで	旧	m 4.0~47.7	km 4.6885
長野市徳間一丁目11番の12地先から 長野市田中1234番の1地先まで		16.0~22.5	1.9578
長野市桐原一丁目606番の2地先から 長野市吉田一丁目598番の2地先まで	新	23.0~37.4	0.8720
長野市桐原一丁目606番の2地先から 長野市田中1234番の1地先まで		16.0~27.6	3.8125

(区域を変更する期日：令和3年4月1日)

道路管理課

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 北長野停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市吉田三丁目987番の1地先から 長野市吉田三丁目985番の1地先まで	旧	m 18.0~26.0	km 0.0665
長野市吉田三丁目987番の1地先から 長野市吉田一丁目533番の11地先まで	新	18.0~26.0	0.3231

(区域を変更する期日：令和3年4月1日)

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大豆島東和田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市東和田字下組南沖758番の9地先から 長野市吉田一丁目729番地先まで	旧	m 4.2~47.7	km 2.3150
長野市大字東和田字下組南沖758番の9地先から 長野市大字東和田字下組南沖780番の3地先まで	新	20.0~23.4	0.1400

(区域を変更する期日：令和3年4月1日)

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 小松原川中島停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市川中島町四ツ屋字中島858番の9地先から 長野市川中島町四ツ屋字中島844番の13地先まで	旧	m 6.9~11.2	km 0.0400
同上	新	9.8~11.2	0.0400

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野豊野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市吉田一丁目580番地先から 長野市徳間一丁目16番の15地先まで	旧	m 5.8~9.3	km 1.3807
同上	新	6.0~27.6	1.4464

(区域を変更する期日：令和3年4月1日)

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 (1) 路線名 142号
- (2) 供用を開始する区間
小県郡長和町字荒井3352番の2地先から
小県郡長和町字荒井3402番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日
- 2 (1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
小県郡長和町字岩井611番の1地先から
小県郡長和町字岩井754番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日
- 3 (1) 路線名 丸子東部インター線
- (2) 供用を開始する区間
上田市塩川3814番の4地先から
上田市塩川3761番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

- 1 (1) 路線名 八島高原線
- (2) 供用を開始する区間
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先から
諏訪郡下諏訪町東俣10618番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日
- 2 (1) 路線名 諏訪箕輪線
- (2) 供用を開始する区間
諏訪市大字豊田字中ノ沢6598番の22地先から
諏訪市大字豊田字中ノ沢6599番の23地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日

諏訪市大字豊田字中ノ沢6599番の23地先から
諏訪市大字湖南字青山8300番の227地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 (1) 路線名 長野信濃線
- (2) 供用を開始する区間
長野市箱清水二丁目2169番の3地先から
長野市箱清水二丁目2166番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年4月9日
- 2 (1) 路線名 長野荒瀬原線
- (2) 供用を開始する区間
長野市吉田一丁目598番の2地先から
長野市徳間一丁目11番の12地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年4月1日
- 3 (1) 路線名 村山豊野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
長野市大字村山字二ノ口368番の1地先から
長野市大字村山字地蔵窪93番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月31日
- 4 (1) 路線名 北長野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
長野市吉田三丁目985番の1地先から
長野市吉田一丁目533番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年4月1日
- 5 (1) 路線名 小松原川中島停車場線
- (2) 供用を開始する区間
長野市川中島町四ツ屋字中島858番の9地先から
長野市川中島町四ツ屋字中島844番の13地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年3月29日
- 6 (1) 路線名 長野豊野線
- (2) 供用を開始する区間
長野市吉田一丁目580番地先から
長野市徳間一丁目16番の15地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年4月1日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月29日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字東町2744番の2地先から
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字東町2733番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年3月29日

道路管理課

長野県公安委員会告示第16号

長野県質屋営業法施行規程（平成20年長野県公安委員会告示第19号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月29日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

様式第1号中「取扱者[㊦]」を「取扱者」に、

「申請者の氏名又は名称及び住所[㊦]」を

「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式の

注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。

様式第1号の2中「取扱者[㊦]」を「取扱者」に改

める。

様式第2号中「取扱者[㊦]」を「取扱者」に、

「申請（届出）者の氏名又は名称及び住所[㊦]」を

「申請（届出）者の氏名又は名称及び住所」に改

め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を同注の4とする。

様式第2号の2中「取扱者[㊦]」を「取扱者」に改

める。

様式第3号中「取扱者[㊦]」を「取扱者」に、

「届出（返納）者の氏名又は名称及び住所[㊦]」を

「届出（返納）者の氏名又は名称及び住所」に改

め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。

様式第4号中「取扱者[㊦]」を

「取扱者」に、

「届出者の氏名又は名称及び住所[㊦]」を

「届出者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式の

注の1を削り、同注の2を同注とする。

様式第5号中「取扱者[㊦]」を

「取扱者」に、

「届出者の氏名又は名称及び住所[㊦]」を

「届出者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式の

注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。

様式第6号中「取扱者[㊦]」を「取扱者」に、

「申請者の氏名又は名称及び住所[㊦]」を

「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式の

注の1を削り、同注の2を1とし、同注の3を同注の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の長野県質屋営業法施行規程に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

生活安全企画課

長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則（昭和34年長野県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

様式第2号中「(任命権者)[㊦]」を「(任命権者)」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「長野県人事委員会委員長[㊦]」を「長野県人事委員会委員長」に改める。

様式第5号から様式第6号までの規定中「(任命権者)[㊦]」を

「(任命権者)」に改める。

様式第7号中「長野県人事委員会委員長[㊦]」を「長野県人事委員会委員長」に改める。

様式第8号から様式第10号までの規定中「(任命権者)[㊦]」を

「(任命権者)」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「長野県人事委員会委員長[㊦]」を「長野県人事委員会委員長」に改める。

様式第13号中「(任命権者)[㊦]」を「(任命権者)」に改める。

人事委員会事務局